

「市営住宅入居者募集案内」 令和7年度11月期

1. 申込受付・抽選等

受付期間 令和7年11月10日（月）～17日（月）17：15までに必着

受付時間は8：30から17：15まで

受付場所 市役所4階 都市整備課 住宅建築係

抽選日時 令和7年11月26日（水）14：00～ 竹原市役所 4階会議室

なお、抽選会への出欠は抽選の当落とは関係ありませんが、応募がなかった住宅がある場合は、抽選会に出席された方で、補欠者及び落選者を対象に補充の募集を行うことがあります。

2. 募集内容

転居等により空き家となった住宅（定期募集）

公営住宅 6戸（詳細は2ページをご覧ください。）

〒725-8666 竹原市中央五丁目6番28号
竹原市役所 建設部 都市整備課 住宅建築係
電話 0846-22-7749

募集にあたっての注意

1. 申込者数が複数となった住宅は抽選となります。

2. 市営住宅募集一覧の見方

(1)住宅種別

①高齢者向：申込み者または同居しようとする親族内に60歳以上の方のいる世帯が申し込み可能です。

②身体障害者向：申込者または同居しようとする親族の内に車イスを常用し、かつ戦傷病者手帳または身体障害者手帳（1級から4級）を保持している方がいる世帯が申し込み可能です。

③一般世帯向：上記の①と②の制約のない住宅です。

(2)収入及び家賃

①収入（政令月収）が一定額を超える場合は、市営住宅に入居できません。

②入居できる場合でも、収入（政令月収）の額に応じ家賃が異なります。（家賃は、毎年度、世帯の収入額等により変動します。）

③収入（政令月収）の額の算出方法及び裁量階層の内容は、申込みのしおりをご覧ください。

(3)間取り 「K」は台所、「DK」は食事室兼台所、「LDK」は居間兼食事室兼台所を示します。

(4)浴槽等 市が浴槽を設置している住宅には「○」無い住宅には「×」が示されています。浴槽が無い住宅は入居時に入居者が浴槽等を設置する必要があります。

(5)駐車場 住宅敷地内に1世帯1台の駐車場区画整備の有無を示し、「○」は整備してあるもの「×」は整備していない住宅になります。

(6)トイレの水洗化 トイレの水洗化を示し、「○」は水洗化しているもの、「×」は汲み取り式である住宅を示します。

(7)単身入居者 単身者の入居者資格は、申込みのしおり10ページをご覧ください。

市営住宅募集一覧

種別	住宅名	部屋番号	収入及び家賃						間取り	専用面積 ㎡	所在地	建設年度	構造	浴槽	駐車場	トイレ 水洗化	単身 入居	
							裁量階層											
			政令月収															
			～104千円	～123千円	～139千円	～158千円	～186千円	～214千円										
一般	丸子山	305号3階	21,500円	24,800円	28,400円	32,000円	36,600円	42,200円	6畳 6畳	6畳 DK	68.41	竹原町 2527	H10	中層 耐火 5階建	○	○	○	×
		407号4階	21,700円	25,000円	28,600円	32,300円	36,900円	42,600円	6畳 6畳	6畳 DK	68.41	竹原町 2527	H12	中層 耐火 5階建	○	○	○	×
	賀茂川	A棟1号2階	8,200円	9,500円	10,900円	12,300円	14,100円	16,200円	6畳 3畳	4.5畳 K	49.98	西野町 38-6	S48	簡易 耐火 2階建	○	×	○	○
	冠崎	203号2階	12,300円	14,200円	16,200円	18,300円	20,900円	24,100円	4.5畳 6畳	4畳 DK	59.98	忠海東町 二丁目9-52	S52	中層 耐火 3階建	×	×	○	×
	柏西	203号2階	15,400円	17,800円	20,400円	23,000円	26,300円	30,300円	4.5畳 6畳	6畳 DK	68.00	吉名町 5073-1	S57	中層 耐火 5階	○	○	○	×
		504号5階	15,400円	17,800円	20,400円	23,000円	26,300円	30,300円	4.5畳 6畳	6畳 DK	68.00	吉名町 5073-1	S57	中層 耐火 5階	○	○	○	×

1月上旬以降の入居予定となります。

入居後の注意

1. 住宅は、生活上支障が無いように補修してありますが、壁・天井・台所等に多少汚れが残っている場合がありますので、ご了承ください。
2. 住宅には、丸子山住宅を除き、エレベーターは設置されていません。
3. 浴室には、一部の住宅を除き、浴槽とボイラーはついていません。設置費用と退去時の撤去費用は、入居者負担となります。
4. 簡易耐火2階建の一部・中層・高層住宅には各戸に物置が設置されています。
5. 駐車場は、中層・高層の住宅（冠崎を除く）は各戸に1台ずつ駐車できますが、その他の住宅には駐車できない場合がありますので注意してください。なお、団地内通路・共有地など駐車が認められない場所へは、火災等の緊急時に交通の妨げになりますので、絶対に駐車しないでください。
6. 犬・猫等の動物を飼うことはできません。
7. 家賃は、毎月末日までに納入してください。家賃を滞納された場合は、滞納家賃の請求を行うとともに支払い督促・住宅の明渡請求等の法的措置をとります。
家賃は、毎年度世帯の収入額に応じて変動します。（申込みのしおり「家賃の算定方法」をご覧ください。）
家賃の算定を行うため毎年、世帯の収入申告書を提出してもらいます。提出が無い場合や、市県民税の申告をしていない場合等は、各住宅の最高家賃となります。